

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和2年04月01日	令和2年度みやこ子ども土曜塾情報提供業務委託	5,082,000	子ども若者はぐくみ局 はぐくみ創造推進室	株式会社ITP	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
002	令和2年04月01日	令和2年度ファミリーサポート事業に係る委託	35,783,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	公益社団法人京都市児童館学童連 盟	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
003	令和2年04月01日	令和2年度放課後ほっと広場事業の委託	78,556,811	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	京都市学童保育所管理委員会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
004	令和2年04月01日	「京都やんちゃフェスタ2020(第1部)」事業委託	16,216,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	公益社団法人京都市児童館学童連 盟	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
005	令和2年04月01日	令和2年度京都市児童館事業(民設児童館)の委託	(当初) 941,062,122 (変更後) 966,633,818	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	社会福祉法人京都社会福祉協会 他35件	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
006	令和2年04月01日	令和2年度児童館・学童保育所職員研修の委託	14,704,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	公益社団法人京都市児童館学童連 盟	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
007	令和2年04月01日	令和2年度京都市学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成対 策介助者派遣事業の委託	15,218,465	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	公益社団法人京都市児童館学童連 盟	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
008	令和2年04月01日	令和2年度学童クラブ事業(民設学童保育所)の委託	(当初) 14,963,635 (変更後) 15,503,258	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	社会福祉法人信愛保育園	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
009	令和2年04月01日	令和2年度京都市子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事 業委託	197,902,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	社会福祉法人積慶園 他30件	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
010	令和2年04月01日	令和2年度地域若者サポートステーション事業委託	6,660,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	公益財団法人京都市ユースサービ ス協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
011	令和2年07月01日	京都市ひきこもり相談窓口運営業務委託	118,960,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	社会福祉法人京都市社会福祉協議 会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
012	令和2年07月01日	京都市よりそい支援員設置業務委託	169,202,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	社会福祉法人京都市社会福祉協議 会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
013	令和2年07月06日	京都市ひきこもり相談窓口及び京都市よりそい支援員設置事業に係る事 務室等の設営業務委託	5,032,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	社会福祉法人京都市社会福祉協議 会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
014	令和2年07月10日	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理委託	12,518,044	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州PCB処理事業所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
015	令和2年04月01日	京都市母子父子寡婦福祉資金債権管理回収等業務委託	上限 7,000,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ど も家庭支援課	I K T S債権管理回収等業務受託 コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
016	令和2年04月01日	母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム保守運用業務	7,102,920	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ど も家庭支援課	富士通エフ・アイ・ピー株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
017	令和2年04月01日	児童扶養手当オンライン端末・付属機器賃貸借業務	予定 総額 8,276,400	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ど も家庭支援課	児童扶養手当オンライン端末・付 属機器に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
018	令和2年04月01日	児童発達支援センターこぐま園療育事業委託	120,000,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ど も家庭支援課	社会福祉法人京都基督教福祉会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
019	令和2年04月01日	京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託(北総合支援学校通学 区)	23,644,054	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ど も家庭支援課	社会福祉法人西陣会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
020	令和2年04月01日	京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託(東総合支援学校通学 区)	14,461,627	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ど も家庭支援課	特定非営利活動法人明日堂	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
021	令和2年04月01日	京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託(西総合支援学校通学 区)	14,461,627	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ど も家庭支援課	社会福祉法人京都基督教福祉会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
022	令和2年04月01日	京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託(呉竹総合支援学校通学 区)	14,461,627	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ど も家庭支援課	社会福祉法人カトリック京都司教 区カリタス会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
023	令和2年04月01日	京都市総合療育事業委託	16,178,547	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ど も家庭支援課	社会福祉法人京都総合福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
024	令和2年04月01日	放課後等デイサービス支援事業委託(社会福祉法人西陣会)	5,800,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ど も家庭支援課	社会福祉法人西陣会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
025	令和2年04月01日	放課後等デイサービス支援事業委託(社会福祉法人カトリック京都司教 区カリタス会)	5,800,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ど も家庭支援課	社会福祉法人カトリック京都司教 区カリタス会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
026	令和2年04月01日	放課後等デイサービス支援事業委託(社会福祉法人京都基督教福祉会)	5,800,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ど も家庭支援課	社会福祉法人京都基督教福祉会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
027	令和2年04月01日	日本電気株式会社製端末その他付属機器賃借(福祉医療分)	予定 総額 21,290,940	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ど も家庭支援課	日本電気株式会社製端末その他 付属機器賃借(福祉医療分)に係 る賃貸借業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
028	令和2年04月01日	児童手当オンライン端末・付属機器レンタルの賃貸借契約	予定 総額 5,598,120	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	児童手当オンライン端末・その他付属機器に係る賃貸借業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
029	令和2年04月01日	京都市妊産婦健康診査実施の委託	予定 総額 877,563,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	一般社団法人京都府医師会 他3件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
030	令和2年04月01日	京都市妊産婦健康診査費の審査支払事務の委託	予定 総額 15,081,570	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
031	令和2年04月01日	京都市新生児聴覚検査実施の委託	予定 総額 28,933,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	一般社団法人京都府医師会 他3件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
032	令和2年04月01日	京都市スマイルママ・ホッと事業委託	予定 総額 19,517,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	医療法人仁愛会川村産婦人科 他20件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
033	令和2年04月01日	京都市育児支援ヘルパー派遣事業の委託	予定 総額 12,707,416	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	社会福祉法人京都福祉サービス協会 他1件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
034	令和2年04月01日	京都版ブックスタート事業委託	予定 総額 12,258,555	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	京都府書店商業組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
035	令和2年04月01日	令和2年度京都市子育て支援短期利用事業に係る委託	予定 総額 45,233,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	社会福祉法人積慶園 他10件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
036	令和2年04月01日	令和2年度京都市社会的養護自立支援事業に係る自立支援コーディネーター事業	予定 総額 19,368,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	社会福祉法人積慶園 他7件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
037	令和2年06月01日	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業における申請書の受付等に係る業務委託	予定 総額 17,305,728	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	株式会社パソナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
038	令和2年06月01日	子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業に係る委託	12,000,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
039	令和2年06月02日	乳児健康診査委託	予定 総額 (当初) 28,200,000 (変更前) 28,200,000 (変更後) 94,200,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
040	令和2年08月01日	京都市里親養育推進拠点事業等に係る委託	14,591,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	社会福祉法人積慶園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
041	令和2年04月01日	令和2年度児童福祉センター医薬品 アキネトン錠1mg 他	予定 総額 19,019,514	子ども若者はぐくみ局 児童福祉センター総務課	株式会社ケーエスケー	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号
042	令和2年04月01日	令和2年度児童福祉センター医薬品 イーケブラ錠500mg 他	予定 総額 7,563,872	子ども若者はぐくみ局 児童福祉センター総務課	株式会社スズケン	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号
043	令和2年04月01日	令和2年度児童福祉センター医薬品 ウインタミン細粒(10%) 他	予定 総額 7,627,169	子ども若者はぐくみ局 児童福祉センター総務課	株式会社メディセオ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号
044	令和2年04月01日	令和2年度児童福祉センター医薬品 アキネトン細粒1% 他	予定 総額 7,561,370	子ども若者はぐくみ局 児童福祉センター総務課	株式会社平塚薬局	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号
045	令和2年07月20日	保育園等健診用物品の購入	10,792,100	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	石黒メディカルシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
046	令和2年04月01日	京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務委託(令和2年度)について	19,651,830	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	令和2年度京都市子ども・子育て 支援制度システム保守・運用業務 コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
047	令和2年04月01日	令和2年度幼児教育・保育無償化システム保守運用業務について	9,017,140	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
048	令和2年08月04日	電子申請連携システム開発委託業務について	36,912,920	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
049	令和2年04月01日	幼児教育・保育の無償化に関する施設等利用給付認定・償還払い等業務について	123,041,600	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
050	令和2年04月01日	令和2年度京都市病児・病後児保育事業委託契約(六合会診療所 ろくごうかい病児保育室)	5,007,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	医療法人六合会診療所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
051	令和2年04月01日	令和2年度京都市病児・病後児保育事業委託契約(足立病院 病児保育室 こだち)	5,007,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	医療法人財団今井会足立病院	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
052	令和2年04月01日	令和2年度京都市病児・病後児保育事業委託契約(京都市立病院 院内保育所 青いとり保育園)	5,007,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	地方独立行政法人京都市立病院機 構	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
053	令和2年04月01日	令和2年度京都市病児・病後児保育事業委託契約(洛和会音羽病院 病児保育室 よつば)	5,007,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	医療法人社団洛和会洛和会音羽病 院	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
054	令和2年04月01日	令和2年度京都市病児・病後児保育事業委託契約(林小児科循環器科 病児保育園パンピ)	5,007,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	医療法人林小児科循環器科	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
055	令和2年04月01日	令和2年度京都市病児・病後児保育事業委託契約(三菱京都病院 病児託児所 ひまわり)	5,007,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	三菱自動車工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
056	令和2年04月01日	令和2年度京都市病児・病後児保育事業委託契約（京都医療センター病児保育室）	5,007,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	独立行政法人国立病院機構 京都医療センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
057	令和2年04月01日	令和2年度民間保育施設等職員の資質向上のための研修業務委託	12,782,407	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	公益社団法人京都市保育園連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
058	令和2年04月01日	京都市私立幼稚園家庭教育セミナー委託事業	6,994,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	京都市私立幼稚園PTA連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
059	令和2年08月11日	ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託	6,393,464	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
060	令和2年04月01日	保育人材確保事業	15,240,741	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	公益財団法人京都市保育園連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和2年度みやこ子ども土曜塾情報提供業務委託

2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室

3 契約締結日

令和2年4月1日

4 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地
株式会社 I T P

6 契約金額（税込み）

5,082,000円

7 契約内容

広報紙「京都是ぐくみ通信/GoGo 土曜塾」に関する業務及び土曜塾ホームページに関する業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

みやこ子ども土曜塾は、企業や大学、博物館、神社仏閣、NPO法人などの協力により学校休業日に子どもたちの豊かな学びと育ちの場を提供する事業であり、多くの子どもたちあるいは親子に参加を促進する情報提供業務が重要である。この業務の目的を効果的に達成するためには、一般競争入札ではなく価格以外の要素（能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等）における競争によって業務を実施する契約の相手方を選定する必要があるため、随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

みやこ子ども土曜塾情報提供業務の委託における契約の相手方の選定に当たり、平成29年度にプロポーザル方式による選定を行った。結果、基準を満たした上記事業者を契約の相手方に選定した。

当プロポーザルにおける委託の有効期間については、受託者のみやこ子ども土曜塾事業に関する理解や習熟度等の観点からあまりに短いと効率的であるとは言えず、また、長いと受託者の技術向上等の意欲が失われる可能性等も出てくることから、年度単位を基本として業務の履行状況等を見ながら、5年以内を目安としている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度ファミリーサポート事業に係る委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階
公益社団法人 京都市児童館学童連盟
- 6 契約金額（税込み）
35,783,000円
- 7 契約内容
京都市ファミリーサポート事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
事業の実施の委託に係る契約であり、当該事業が地域における育児の援助活動の推進を目的とし、市民の身近な地域において実施されることを前提とした専門性及び継続性を要するものであることから、契約の目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益社団法人京都市児童館学童連盟は、日頃から児童館・学童クラブ事業など児童福祉に深い関わりを有し、市内全域において事業を展開しているなど、事業実施に必要な体制と児童福祉に関する経験と実績を有する団体である。
京都市ファミリーサポート事業については、専門的な知識のあるアドバイザーを配置し、会員の登録、講習会の開催、会員同士の相互援助活動の調整等を行うことを内容としており、会員からの多岐にわたる依頼内容や緊急性のある依頼内容に対応するためには、同団体が有する児童館・学童クラブ事業をはじめとする児童福祉に関する十分な経験が必要となる。

また、市内全域において指定した児童館においてファミリーサポートセンターの支部を設置し、本部と連携して地域における子育て支援を推進するためには、各児童館の連絡調整機関である同団体にこれを担わせることが合理的である。

以上のことから、京都市ファミリーサポート事業は、必要な専門性を有し、安定的に事業運営を行うことができるものとして、同団体を委託先として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度放課後ほっと広場事業の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階
京都市学童保育所管理委員会
- 6 契約金額（税込み）
78,556,811円
- 7 契約内容
放課後ほっと広場事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
放課後ほっと広場において実施する放課後児童健全育成事業は、昼間留守家庭における低学年児童の放課後の安全な居場所を提供するものであり、事業の実施に際しては、児童の健全育成に対して深い理解を持つことと、小学校等地域の関係機関と密接な関係を築いていくことが求められる。
よって、契約内容は、専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先は、公設学童保育所の指定管理者として8箇所の学童保育所を運営しており、児童の健全育成に対して深い理解を持っているとともに、地域の小学校等の関係機関と密接な関係を築いてきた実績がある。また、事業の実施についても意欲を有しており、これまでの学童クラブの事業の実績に鑑みて能力を有すると認められる。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「京都やんちゃフェスタ2020（第1部）」事業委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階
公益社団法人 京都市児童館学童連盟
- 6 契約金額（税込み）
16,216,000円
- 7 契約内容
「京都やんちゃフェスタ2020（第1部）」の実施の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
児童館・学童保育所の役割，活動を市民にPRするイベントの実施の委託に係る契約であり，その事業目的が子どもたちの健やかな心と身体の成長を図り，児童の健全育成を推進するものであることから，契約内容の性質及び目的が競争入札に適さないため，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により，委託契約を随意契約で行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
事業内容が児童館・学童保育所の役割，活動を市民にPRするイベントであり，事業を実施するに当たっては，児童館・学童保育所との緊密な連絡調整が必要となる。
公益社団法人京都市児童館学童連盟は，児童館・学童クラブ事業の委託先により構成される団体であり，事業を実施するに当たって最適であると考えられる。
また，同団体は，「京都やんちゃフェスタ」事業の実施に際して，第1回から第3回まで本市を中心とする実行委員会の補助組織として事業に参画し，第5回は本市と共同で実行委員会を組織し，第5回からは本事業の実施を受託していることから，本事業を円滑かつ効率的に進めるに当たって

の専門的知識を有している。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名
令和2年度京都市児童館事業（民設児童館）の委託

2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

3 契約締結日
（当初） 令和2年4月1日
（変更） 令和2年6月11日

4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙参照

6 契約金額（税込み）
（当初）941,062,122円
（変更後）966,633,818円

7 契約内容
京都市児童館事業（民設児童館）の委託

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市の児童館においては、18歳未満の児童の健全育成を図ることを目的とした児童館事業と昼間留守家庭における低学年児童に対して放課後の安全な居場所を提供する学童クラブ事業を施設的に一元化して行うことを基本としている。

事業の実施に際しては、児童の健全育成に深い理解を持つことと、地域福祉の向上を目指した地域に開かれた児童館であるため、学校、保育所、福祉事務所等地域の関係機関との密接な関係を築いていくことが求められる。

よって、契約内容について、専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため、地域自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約する。

契約金額について、4月1日時点の職員の配置状況に応じた人件費相当分の変更及び学童クラブ登録児童数の増減に伴う利用料金収入見込額の変更を行ったことに伴い、当初に見込んでいた金額から変更する必要があるため、変更契約を締結。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

各委託先は、地域における子育て支援及び児童の健全育成に対する深い理解と事業の実施に対する意欲を有するほか、これまでの児童館の運営における実績に鑑みて、必要な能力を有すると認められる。

11 その他

委託先一覧(民設)2

①法人名	②代表者	③法人住所	④児童館名
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会	会長 小石 玖三主	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	南大内児童館
社会福祉法人 京都社会福祉協会	理事長 今井 豊嗣	京都市東山区三条通大橋東二丁目73番地2号	新林児童館, 福西児童館, 桂坂児童館, 城南児童館
社会福祉法人 終野保育園	理事長 大野 勘一郎	京都市北区上賀茂東上ノ段町36番地の2	終野児童館
社会福祉法人 京都保育センター	理事長 藤井 修	京都市北区大將軍坂田町8番地1	たかつかさ児童館
社会福祉法人 西陣会	理事長 南大路 文子	京都市上京区元誓願寺通千本東入元四丁目430番地の2	西陣児童館
宗教法人 日本基督教団京都教会	代表役員 入 治彦	京都市中京区富小路通二条下ル俵屋町197番地	同心児童館
社会福祉法人 平松の会	理事長 金田 光雄	京都市左京区岩倉中在地町32番地	村松児童館
社会福祉法人 六満学園	理事長 内海 日出子	京都市中京区六角通大宮西入三条大宮町242番地	洛中児童館
宗教法人 正林寺	代表役員 吉澤 秀則	京都市東山区渋谷通東大路東入三丁目上馬町553番地	小松谷児童館
社会福祉法人 大宅福祉会	理事長 山手 重信	京都市山科区大宅五反畑町69番地の5	大宅児童館
社会福祉法人 常盤福祉会	理事長 野崎 栄美子	京都市山科区東野南井上町9番地の2	山階南児童館
社会福祉法人 下京ひかり保育園・児童館	理事長 中島 俊明	京都市下京区中堂寺前田町7番地の3	下京ひかり児童館
社会福祉法人 カトリック京都司教区カリタス会	理事長 井上 新二	京都市中京区河原町通り三条上ル下丸屋町423番地	希望の家児童館
社会福祉法人 清和園	理事長 大塚 眞隆	京都市南区久世川原町79番地	祥栄児童館
社会福祉法人 向上社	理事長 兪 正根	京都市右京区西院北矢掛町22番地	向上社児童館
社会福祉法人 上総福祉会	理事長 渡辺 瑤子	京都市北区小山上総町7番地	大原野児童館
社会福祉法人 つみき福祉会	理事長 笹川 郁子	京都市西京区松室荒堀町126番地	つみき児童館
社会福祉法人 桂朝日福祉会	理事長 中路 達雄	京都市西京区桂北滝川町30番地	桂東児童館
社会福祉法人 桂・川島児童センター	理事長 塩見 波津恵	京都市西京区川島栗田町40番地の4	桂児童館
池田児童館運営委員会	委員長 奈良 磐雄	京都市伏見区醍醐池田町4番地	池田児童館
社会福祉法人 白菊福祉会	理事長 川手 直子	京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の59	白菊児童館
うずらの里児童館運営委員会	委員長 辻 啓三	京都市伏見区深草西浦町三丁目44番地	うずらの里児童館
社会福祉法人 美樹和会	理事長 塩谷 索	京都市伏見区桃山町大島38番地の110	みぎわ児童館
社会福祉法人 志心福祉会	理事長 谷口 久仁子	京都市伏見区石田川向町1番地の7	はなぶさ児童館
桃の里児童館運営委員会	委員長 大西 豊子	京都市伏見区淀際目町555番地	桃の里児童館
一般社団法人 京都市母子寡婦福祉連合会	代表理事 横内 美佐子	京都市左京区下鴨北野々神町26番地北山ふれあいセンター京都市ひとり親家庭支援センター内	下鳥羽児童館
社会福祉法人 健光園	理事長 土井 春義	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12番地	ももやま児童館

委託先一覧(民設)2

社会福祉法人 醍醐福祉会	理事長 村岡 努	京都市伏見区醍醐中山町39番地の13	中山児童館
社会福祉法人 大五京	理事長 杉本 五十洋	京都市北区衣笠衣笠山町10番地	衣笠児童館
社会福祉法人 京都福祉サービス協会	理事長 浅野 信之	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	塔南の園児童館
社会福祉法人 京都社会事業財団	会長 野口 雅滋	京都市西京区山田平尾町17番地	松陽児童館
社会福祉法人 妙秀福祉会	理事長 森口 源造	京都市北区鷹峯黒門町15番地2	みょうしゅう児童館
社会福祉法人 深草福祉会	理事長 藪 幹夫	京都市伏見区深草僧坊町54番地の3	ふかくさ輝っず児童館
特定非営利活動法人 フォーラムひこばえ	理事長 中川 勝雄	京都市右京区宇多野福王子町45番地2	うたの・ひこばえ児童館
社会福祉法人 鏡陵福祉会	理事長 中村 かよ	京都市山科区御陵荒巻町50番地1	陵ヶ岡児童館
一元化民設計 35団体			38児童館

委託先名称	代表者	委託先住所	児童館名称
宗教法人 だん王法林寺	代表役員 信ヶ原 雅文	京都市左京区川端通三条上ノ法林寺門前町36番地	だん王児童館
単独民設計 1団体			1児童館

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度児童館・学童保育所職員研修の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
平成2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階
公益社団法人 京都市児童館学童連盟
- 6 契約金額（税込み）
14,704,000円
- 7 契約内容
京都市学童クラブ事業における職員研修事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
実施を委託する研修事業は、本市が学童クラブ事業を委託する児童館・学童保育所職員を対象としており、実施に当たっては、児童館・学童クラブ事業の内容を十分に理解していることが求められるとともに、各児童館・学童保育所との連絡調整及び研修に関する調査研究等が必要となる。
よって、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項2号に基づき、随意契約する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益社団法人京都市児童館学童連盟は、本市が児童館・学童クラブ事業を委託している社会福祉法人等の団体により構成されており、各児童館・学童保育所間の連絡調整及び事業内容の向上等を目的として運営されるものであることから、上記観点を満たすものとして、委託を行う。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度京都市学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階
公益社団法人 京都市児童館学童連盟
- 6 契約金額（税込み）
15,218,465円
- 7 契約内容
京都市学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
実施を委託する事業は、本市が学童クラブ事業を委託している児童館・学童保育所を対象としており、実施に当たっては、学童クラブ事業の内容及び障害のある児童に対する十分な理解が求められるとともに、各児童館・学童保育所との連絡調整及び指導が必要不可欠である。このように、障害のある児童の介助者要請及び派遣は、専門的な知識と技術を要し、競争入札には適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益社団法人京都市児童館学童連盟は、本市が児童館・学童クラブ事業を委託している社会福祉法人等の団体により構成されており、各児童館・学童保育所間の連絡調整及び事業内容の向上等を目的として運営されるものであることから、上記観点を満たすものとして、委託を行う。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名
令和2年度学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託

2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

3 契約締結日
（当初） 令和2年4月1日
（変更） 令和2年6月26日

4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区丸太町通日暮西入西院町747番地の20
社会福祉法人 信愛保育園

6 契約金額（税込み）
（当初） 14,963,635円
（変更後） 15,503,258円

7 契約内容
学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

学童保育所における学童クラブ事業は、昼間留守家庭における低学年児童の放課後の安全な居場所を提供するものであり、事業の実施に際しては、児童の健全育成に対して深い理解をもつことと、地域の関係機関と密接な関係を築いていくことが求められる。

よって、契約内容は、専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約する。

契約金額について、4月1日時点の職員の配置状況に応じた人件費相当分の変更を行ったことに伴い、当初に見込んでいた金額から変更する必要があるため、変更契約を締結。

9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

委託先は、地域における子育て支援及び児童の健全育成に対する深い理解と事業の実施に対する意欲を有するほか、これまでの児童館の運営における実績に鑑みて、必要な能力を有すると認められ

る。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度京都市子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）事業委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙参照
- 6 契約金額（税込み）
197,902,000円
- 7 契約内容
特定非営利活動法人等の市民団体やボランティア等と連携・協力して、主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することや地域の子育て支援活動を支援することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、身近な地域の子育て支援機能の充実を図る。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約内容が地域における子育て支援に関する事業の委託であり、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市子育て支援活動いきいきセンター事業実施要綱第2条に基づき、従来からの地域における子育て支援活動の実績を踏まえ、適切な事業運営が確保できると認められるため。
- 11 その他

令和2年度京都市子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業委託先一覧

	運営団体(委託先)			委託料	拠点施設		
	種別	名称	住所		郵便番号	住所	施設名称
1	社会福祉法人	積慶園	京都市西京区椋原角田町1-42	¥6,519,000	〒616-8153	京都市右京区太秦面影町20-45	ほっこりスペース
2	社会福祉法人	眞友福祉会	京都市伏見区石田桜木町3	¥5,035,000	〒601-1433	京都市伏見区石田大山町15-5	桜木ふれ愛の家
3	社会福祉法人	大宅福祉会	京都市山科区大宅五反畑町69-5	¥6,519,000	〒607-8178	京都市山科区大宅五反畑町69-5	きつずるーむ おおやけ
4	特定非営利活動法人	西賀茂プレイセンターFKC	京都市北区西賀茂北山ノ森町8	¥5,035,000	〒603-8811	京都市北区西賀茂北山ノ森町8	西賀茂プレイセンターFKC
5	医療法人財団	今井会足立病院	京都市中京区間之町通押小路上の鍵屋町481	¥5,035,000	〒604-0816	京都市中京区東洞院通二条上る壺屋町504 御所南グリーンマンション東洞院101号	足立病院マミーズスクエア
6		まちの縁側「とねりこの家」運営委員会	京都市上京区一条通新町西入元真如堂町370	¥5,035,000	〒602-0926	京都市上京区一条通新町西入元真如堂町370	まちの縁側「とねりこの家」
7	社会福祉法人	京都老人福祉協会	京都市伏見区大亀谷東古御香町59・60	¥6,519,000	〒612-0014	京都市伏見区深草稲荷鳥居前町17-4	稲荷の家 ほっこり
8	医療法人社団	中部産婦人科医院	京都市伏見区向島二ノ丸町151-44	¥6,519,000	〒612-8141	京都市伏見区向島二ノ丸町151-44 中部産婦人科医院内	中部はすの実ひろば
9		「ハートの家族」運営委員会	京都市伏見区羽束師菱川町555-29	¥6,519,000	〒612-8487	京都市伏見区羽束師菱川町555-29	ハートの家族
10	特定非営利活動法人	チャイルドライン京都	京都市山科区御陵久保町52-24 2F	¥6,519,000	〒600-8383	京都市下京区大宮通綾小路下る綾大宮町51-2 洛友中学校1階	格致つどいの広場
11	特定非営利活動法人	山科醍醐こどものひろば	京都市山科区竹鼻堂ノ前町18-1	¥6,519,000	〒607-8074	京都市山科区音羽乙出町14	げんきスポット0-3(ぜろさん)
12	特定非営利活動法人	夢いろ	京都市右京区花園土堂町14-4	¥5,035,000	〒616-8025	京都市右京区花園土堂町14-4	ばれっとひろば
13	宗教法人	随林寺	京都市南区西九条東島町21	¥6,519,000	〒601-8432	京都市南区西九条東島町15-1	随林寺つどいの広場
14	一般社団法人	京都市母子寡婦福祉連合会	京都市左京区下鴨北野々神町26 北山ふれあいセンター 京都市ひとり親家庭支援センター内	¥6,519,000	〒602-0827	京都市上京区柵形通出町西入る相生町98	ほっこりはあと出町
15		どんぐり広場子育て支援事業運営委員会	京都市左京区新聞之町二条下ル頭町351	¥6,519,000	〒606-8354	京都市左京区新聞之町二条下ル頭町351	どんぐり広場
16	社会福祉法人	曙福祉会	京都市伏見区醍醐大構町1-5	¥5,035,000	〒612-8325	京都市伏見区清水町877-2	あけぼのつどいの広場Sun・Sun(サン・サン)
17	特定非営利活動法人	京都子育てネットワーク	京都市伏見区深草願成町32-2	¥6,519,000	〒615-8075	京都市西京区桂巽町75-5 桂小学校内 ふれあいサロン3階	いっぽ

18	特定非営利活動法人	京都子育てネットワーク	京都市伏見区深草願成町32-2	¥5,035,000	〒610-1142	京都市西京区大枝東新林町3-5 UR洛西新林団地中央集会所内	ま～ぶりんぐ
19		大原自治連合会	京都市左京区大原大長瀬町179 大原公民館内	¥6,519,000	〒601-1242	京都市左京区大原来迎院町22 京都大原学院内	つどいの広場 ぴーちくばーちく
20	社会福祉法人	宏量福祉会	京都市右京区山ノ内宮脇町9-2	¥6,519,000	〒615-0005	京都市右京区西院春栄町3-2	ひだまり・ホット・みやこ
21	公益社団法人	京都市児童館学童連盟	京都市南区東九条東山王町27 元山王小学校 北校舎 2階	¥5,035,000	〒604-8101	京都市西京区大原野東竹の里三丁目1番地 洛西東竹の里市営住宅集会所(中央)内	のこちゃん広場
22	社会福祉法人	光寿福祉会	京都市山科区安朱北屋敷町9	¥5,035,000	〒607-8080	京都市山科区竹鼻竹ノ街道町7-14	安朱つどいの広場 おじぞうさん
23	社会福祉法人	上総福祉会	京都市北区小山上総町7	¥5,035,000	〒603-8144	京都市北区小山東花池町8-8	上総つどいの広場 すずらんど
24	社会福祉法人	京都老人福祉協会	京都市伏見区大亀谷東古御香町59・60	¥6,519,000	〒612-0049	京都市伏見区深草石橋町18-1	墨染つどいの広場 ほっこり
25	社会福祉法人	浄正寺福祉会	京都市下京区七条御所ノ内南町49	¥6,519,000	〒600-8863	京都市下京区七条御所ノ内本町56	フレンドリーハウス西八条
26		おひさまルーム子育て支援事業運営委員会	京都市上京区千本通上長者町上る百万遍町89 ツナムラ整体2F	¥6,519,000	〒602-8276	京都市上京区千本通上長者町上る百万遍町89 ツナムラ整体2F	おひさまルーム
27	社会福祉法人	妙秀福祉会	京都市北区鷹峯黒門町15-2	¥5,035,000	〒601-1252	京都市左京区八瀬秋元町324-1 八瀬小学校内	八瀬わらべっ子広場
28		福祉あんしん京北ネットワーク協議会	京都市右京区京北周山町 上寺田1-1 (京北合同庁舎3階)	¥5,035,000	〒601-0292	京都市右京区京北周山町上寺田1-1 京北合同庁舎3階	京北にこにこ広場
29	社会福祉法人	志心福祉会	京都市伏見区石田川向町1-7	¥5,035,000	〒601-1371	京都市伏見区醍醐上ノ山18-9	はなぶさつどいの広場 スマイル
30		かしの木子育て支援事業運営委員会	京都市北区紫野上築山町1-3	¥5,035,000	〒603-8221	京都市北区紫野上築山町1-3	かしの木
31	社会福祉法人	健光園	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12	¥6,519,000	〒616-8417	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12 健光園内	嵯峨ひかり広場
32	特定非営利活動法人	FaSoLabo京都	京都市中京区姉西洞院町542 サンフィールドビル3階	¥6,519,000	〒604-8273	京都市中京区姉西洞院町542 サンフィールドビル3階	ぴいちゃん
33	社会福祉法人	カトリック京都司教区カリタス会	京都市北区衣笠西尊上院町22 京都聖嬰会敷地内	¥5,035,000	〒603-8456	京都市北区衣笠西尊上院町22 京都聖嬰会敷地内	金閣つどいの広場 ひまわり
34	社会福祉法人	積慶園	京都市西京区榎原角田町1-42	¥5,035,000	〒615-8145	京都市西京区榎原角田町1-42 積慶園内	バンブーホーム

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度地域若者サポートステーション事業委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地 京都市中央青少年活動センター内
公益財団法人京都市ユースサービス協会
- 6 契約金額（税込み）
6,660,000円
- 7 契約内容
相談支援事業，職業ふれあい事業，保護者を対象とした事業，広報事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
地域若者サポートステーション事業は，厚生労働省の仕様書において，地域若者サポートステーション事業の一環として，地域の実情に応じた措置を講じることが地方公共団体の役割とされている。本事業を効率的かつ効果的に実施するためには，国及び地方公共団体からの委託事業を一体的に運営できること，また若年無業者の職業的自立支援に関する実績があることが必要である。したがって，本事業実施の委託については，その性質又は目的が競争入札に適していないため，地方自治法施行令167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-（1）-ウに基づき，随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業については，平成18年度以降，公益財団法人京都市ユースサービス協会が，国（厚生労働省職業能力開発局長）から受託し，「京都若者サポートステーション」を開設して実施しており，令和2年度においても国から事業者として選定され，受託することが決定していたため，本業務の委託先を公益財団法人京都市ユースサービス協会とした。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市ひきこもり相談窓口運営業務委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
令和2年7月1日
- 4 履行期間
令和2年7月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1 ひと・まち交流館京都3階
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）
118,960,000円
- 7 契約内容
電話，来所，訪問（アウトリーチ）等の様々な手法で相談対応を行う，全年齢を対象としたひきこもり相談窓口を運営する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ひきこもり支援は支援手法等が確立されていない分野であり，新たな支援の実施と支援技術の確立を目指すため，受託者には，事業への主体的な関わりと積極的な事業構築への提案をいただくとともに，本市により決定した事業内容については，本市との連携のもと確実に実施していただく必要があることから，委託先の選定に当たっては，ノウハウ，経験，地域ネットワークとの関係性などを勘案する必要があり，競争入札により価格のみの要素で契約を行うことは適切ではないため，プロポーザル方式に基づく随意契約により契約の相手方の選定を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
提出書類及びプレゼンテーションに基づき，選定会議において審査した結果，その合計得点が1位であり，総合的に他の提案者よりも優秀であったため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市よりそい支援員設置業務委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
令和2年7月1日
- 4 履行期間
令和2年7月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1 ひと・まち交流館京都3階
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）
169,202,000円
- 7 契約内容
ひきこもり状態にある方やその家族に対して伴走型支援を行うよりそい支援員を設置・運営する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ひきこもり支援は支援手法等が確立されていない分野であり、新たな支援の実施と支援技術の確立を目指すため、受託者には、事業への主体的な関わりと積極的な事業構築への提案をいただくとともに、本市により決定した事業内容については、本市との連携のもと確実に実施していただく必要があることから、委託先の選定に当たっては、ノウハウ、経験、地域ネットワークとの関係性などを勘案する必要があり、競争入札により価格のみの要素で契約を行うことは適切ではないため、プロポーザル方式に基づく随意契約により契約の相手方の選定を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記1事業者から応募があり、提出書類及びプレゼンテーションに基づき、選定会議において審査した結果、業務実施能力が十分と判断されたため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市ひきこもり相談窓口及び京都市よりそい支援員設置事業に係る事務室等の設営業務委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
令和2年7月6日
- 4 履行期間
令和2年7月6日から令和2年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1 ひと・まち交流館京都3階
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）
5,032,000円
- 7 契約内容
京都市ひきこもり相談窓口及び京都市よりそい支援員設置事業を円滑に実施できる事務室等の設営を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約履行のためには、窓口及び支援員の業務内容及び受託者の提案内容を熟知している必要があることから、両事業の受託者である社会福祉法人京都市社会福祉協議会の他に履行できる事業者がないため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
令和2年7月10日
- 4 履行期間
令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
福岡県北九州市若松区響町1丁目62番24
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州PCB処理事業所
- 6 契約金額（税込み）
12,518,044円
- 7 契約内容
京都市南青少年活動センターで、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物として保管している蛍光灯用安定器の処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年5月16日法律第44号）に基づきPCB廃棄物処理事業を行う国の全額出資により設立された特殊会社であり、同社以外履行できないため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市母子父子寡婦福祉資金債権管理回収等業務委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
I K T S 債権管理回収等業務受託コンソーシアム
京都市中京区二条通河原町東入北側 京都書店会館3階
代表者 石川良一法律事務所 弁護士 石川 良一
- 6 契約金額（税込み）
（上限）7,000,000円
※出来高払い
- 7 契約内容
償還金の債権管理回収業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

償還金は、母子家庭等に貸し付けた債権であるという性質上、本業務の実施にあたっては、単に催告だけではなく、相手方の経済状況等を踏まえつつ相談を行う等、きめ細かな対応が求められる。

したがって、本業務の目的を効果的かつ効率的に実施するには、価格だけでなく、その実施方針や実施方法等も考慮したうえで、選定する必要があることから、本業務の委託は、令和元年度にプロポーザル方式による業者選定を行い、実施方針、催告の方法等、総合的に高く評価されたことから、令和2年度に前記5の業者と契約を締結した。

本業務実施に際しては、滞納者とのやり取りを通じて信頼関係を構築していくことが不可欠であり、特に債務者との交渉中に業者が変わった場合、当該債務者との信頼関係が瓦解する可能性があることから、一定期間同一の業者に実施させることが望ましい。また、プロポーザル参加希望者に配布した募集要項や仕様書に「本市及び受託者が合意した場合、3年を限度として1年ごとに契約更新することがある」旨を明記し、複数年契約を見込んで募集を行っている。

前記5の業者は平成29年度、30年度及び令和元年度における本業務について、全ての債務者に対して催告を行い、連絡がない場合は、債務者の住所地について住宅地図等で確認し、資力の有無等を債務者の状況の把握に努めているほか、電話による催告や訪問による催告又は

調査を実施するなど債権回収に努めており、委託対象債権に対する回収金額の割合は平成29年度で約6.3%、平成30年度で約8.3%、令和元年度で約7.0%と、募集要項や仕様書に挙げた次年度契約の要件である2%を上回っており、一定の実績が出ている。

よって、本業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当し、随意契約を行うことが適当である。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム保守運用業務
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島2丁目2番2号
富士通エフ・アイ・ピー株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
7, 102, 920円
- 7 契約内容
京都市母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム保守運用業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
母子父子寡婦福祉資金貸付事業の適切かつ円滑な運営のために導入している「母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム（以下「本システム」という。）」について、令和元年8月23日に本システム再構築業務（令和2年度以降の運用保守業務を含む。）に係るプロポーザルを実施し、参加した富士通エフ・アイ・ピー株式会社（以下「同社」という。）の提案内容が総合的に評価されたことから、同社と契約を締結し、本システムの導入を行った。
本システムについては、同社が保有する母子父子寡婦福祉資金貸付金に係るパッケージシステムを母体とし、本市の要望に合わせて独自にカスタマイズしたシステムであり、著作権等の排他的権利等があることから、同社以外では本システムの保守業務を履行することができない。
また、運用業務においても、本システムへのデータ入力や帳票出力だけではなく、サーバの管理、ネットワーク障害に係る対応、問合せ対応や運用上の問題や課題整理等、本システムに係る専門的知識を有している必要があり、同社以外では履行できないことから随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
児童扶養手当オンライン端末・付属機器賃貸借業務
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
(予定期間) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
児童扶養手当オンライン端末・付属機器に係るコンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社J E C C
- 6 契約金額 (税込み)
(予定総額) 8, 276, 400円
- 7 契約内容
児童扶養手当事務に係るオンライン端末・付属機器の賃貸借契約
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
児童扶養手当オンラインシステムの各種機能は、ホストコンピュータ機器、ネットワーク機器、端末機器、印字装置機器、それぞれの制御ソフトウェア及びその設定環境 (以下「システム環境」という。) から提供されており、これらのシステム環境が正常に維持されなければ、システムの安定稼動に支障が生じる。システムの安定稼動を確保し、また、機器の障害時には機器の交換を含めた即時の対応を行うことが必要であるため、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者による運用支援、障害対応及び予防保守等を包含した契約を締結する必要がある。
上記条件に対応できる業者は自治体における電算処理業務に必要なシステムの安定的供給の確保を目的とする国の政策によって設立された、株式会社J E C Cのみであり、契約の性質が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
児童発達支援センターこぐま園療育事業委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区檜原百々ヶ池3
社会福祉法人京都基督教福祉会
- 6 契約金額（税込み）
120,000,000円
- 7 契約内容
京都市児童福祉センター内にある児童発達支援センター「こぐま園」における児童発達支援、保育所等訪問支援及び障害児相談支援の直接処遇を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
心身障害児の特性に応じた指導及び保護者に対するケアを行う必要があり、障害特性、障害福祉施策等に関する知識を備えているスタッフや臨床心理士を必要とする。
当該法人は、児童発達支援センター「洛西愛育園」を運営しており、また、本市の療育支援事業を受託するなど、本事業の実施に必要なスタッフを確保しており、心身障害児及びその保護者に関する幅広い相談に対応可能であり、安定した運営を行ってきた。
こぐま園が入っている児童福祉センターは移転が予定されており、こぐま園の移転先等が検討段階であることから、利用者に不安を商事させず安定的支援が行えるよう、引き続き当該法人に事業を委託する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託（北総合支援学校通学区）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区元誓願寺通千本東入る元四丁目430-2
社会福祉法人西陣会
- 6 契約金額（税込み）
23,644,054円
- 7 契約内容
北総合支援学校に通う中高生のうち、常時の見守りや介助を必要とする障害児に対し、放課後等において、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
心身障害児の特性に応じた社会に適応するための日常的な訓練と地域住民等との交流活動を行うことにより、障害児を健全に育成するとともに、地域福祉の向上を視野に入れた運営を行う必要があることから、障害特性、障害福祉施策等に関する知識及び療育に関する高度な専門的技術を備えているスタッフを要するため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記法人は、地域における障害児の健全育成に対して深い理解をもっていることと、これまで児童館事業を運営するうえで、積極的に障害児を受け入れており、その施設機能を最大限に活用することが可能であること、また、本事業の実施に必要な専門的知識と技術を備えたスタッフを有しており、北総合支援学校通学区域内で唯一、上記要件を満たしていると判断される。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託（東総合支援学校通学区）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草大亀谷東古御香町25-5
特定非営利活動法人明日堂
- 6 契約金額（税込み）
14,461,627円
- 7 契約内容
東総合支援学校に通う中高生のうち、常時の見守りや介助を必要とする障害児に対し、放課後等において、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
心身障害児の特性に応じた社会に適応するための日常的な訓練と地域住民等との交流活動を行うことにより、障害児を健全に育成するとともに、地域福祉の向上を視野に入れた運営を行う必要があることから、障害特性、障害福祉施策等に関する知識及び療育に関する高度な専門的技術を備えているスタッフを要するため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記法人は、地域における障害児や障害者の自立と社会活動への参加を促進する事業を行い、もって障害保健福祉の推進に寄与することを目的に活動している団体であり、本事業の実施に必要な専門的知識と技術を備えたスタッフを有しており、東総合支援学校通学区内で唯一、上記要件を満たしていると判断される。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託（西総合支援学校通学区）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区檜原百々ヶ池3
社会福祉法人京都基督教福祉会
- 6 契約金額（税込み）
14,461,627円
- 7 契約内容
西総合支援学校に通う中高生のうち、常時の見守りや介助を必要とする障害児に対し、放課後等において、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
心身障害児の特性に応じた社会に適応するための日常的な訓練と地域住民等との交流活動を行うことにより、障害児を健全に育成するとともに、地域福祉の向上を視野に入れた運営を行う必要があることから、障害特性、障害福祉施策等に関する知識及び療育に関する高度な専門的技術を備えているスタッフを要するため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記法人は、地域における地域における障害児の健全育成に対して深い理解をもっていることと、児童発達支援センター等を運営し、その施設機能を最大限に活用することができること、本事業の実施に必要な専門的知識と技術を備えたスタッフを有しており、西総合支援学校通学区区域内で唯一、上記要件を満たしていると判断される。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託（呉竹総合支援学校通学区）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区河原町通三条上る下丸屋町423
社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会
- 6 契約金額（税込み）
14,461,627円
- 7 契約内容
呉竹総合支援学校に通う中高生のうち、常時の見守りや介助を必要とする障害児に対し、放課後等において、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
心身障害児の特性に応じた社会に適応するための日常的な訓練と地域住民等との交流活動を行うことにより、障害児を健全に育成するとともに、地域福祉の向上を視野に入れた運営を行う必要があることから、障害特性、障害福祉施策等に関する知識及び療育に関する高度な専門的技術を備えているスタッフを要するため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記法人は、地域における障害児の健全育成に対して深い理解をもっていることと、これまで児童館事業を運営するうえで、積極的に障害児を受け入れており、その施設機能を最大限に活用することができること、本事業の実施に必要な専門的知識と技術を備えたスタッフを有しており、呉竹総合支援学校通学区区域内に拠点を置く唯一、上記要件を満たしている団体と判断される。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市総合療育事業委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター内
社会福祉法人京都総合福祉協会
- 6 契約金額（税込み）
16,178,547円
- 7 契約内容
京都市児童療育センター及び京都市児童福祉センター出張所において、総合療育事業を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
心身障害児に対する療育訓練であり、高度の専門性と継続性を必要とする。当該法人は児童発達支援センター「ポッポ」、同「きらきら園」をはじめ、多数の障害児者関連施設・事業を運営しており、本事業実施上必要な体制と長年の経験・実績を有しているとともに、安定した事業運営を行っている。また、児童療育センターには言語聴覚士を配置し、高度な専門知識等を適切かつ効果的に実施できる市内唯一の法人であると認められるため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
放課後等デイサービス支援事業委託（社会福祉法人西陣会）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区元誓願寺通千本東入る元四丁目430-2
社会福祉法人西陣会
- 6 契約金額（税込み）
5,800,000円
- 7 契約内容
指定放課後等デイサービス事業所を対象に、児童への支援技術及び個別支援計画に基づく支援等について、助言・指導等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該事業については、主に障害児が利用する放課後等デイサービス事業所に対して助言及び技術指導を行うものであり、児童福祉、障害福祉及び相談支援における経験と専門的な知識に基づいた対応が求められる。このため、価格のみで受託業者が選定される競争入札には適さず、公募型プロポーザルに基づく審査結果に基づき、随意契約を行ったものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託候補者選定に係るプレゼンテーションを実施し、審査した結果、上記5の法人が適当と判断したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
放課後等デイサービス支援事業委託（社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区河原町通三条上る下丸屋町423
社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会
- 6 契約金額（税込み）
5,800,000円
- 7 契約内容
指定放課後等デイサービス事業所を対象に、児童への支援技術及び個別支援計画に基づく支援等について、助言・指導等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該事業については、主に障害児が利用する放課後等デイサービス事業所に対して助言及び技術指導を行うものであり、児童福祉、障害福祉及び相談支援における経験と専門的な知識に基づいた対応が求められる。このため、価格のみで受託業者が選定される競争入札には適さず、公募型プロポーザルに基づく審査結果に基づき、随意契約を行ったものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託候補者選定に係るプレゼンテーションを実施し、審査した結果、上記5の法人が適当と判断したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
放課後等デイサービス支援事業（社会福祉法人京都基督教福祉会）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区樫原百々ヶ池3
社会福祉法人京都基督教福祉会
- 6 契約金額（税込み）
5,800,000円
- 7 契約内容
指定放課後等デイサービス事業所を対象に、児童への支援技術及び個別支援計画に基づく支援等について、助言・指導等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該事業については、主に障害児が利用する放課後等デイサービス事業所に対して助言及び技術指導を行うものであり、児童福祉、障害福祉及び相談支援における経験と専門的な知識に基づいた対応が求められる。このため、価格のみで受託業者が選定される競争入札には適さず、公募型プロポーザルに基づく審査結果に基づき、随意契約を行ったものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託候補者選定に係るプレゼンテーションを実施し、審査した結果、上記5の法人が適当と判断したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
日本電気株式会社製端末その他付属機器賃借（福祉医療分）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日～令和3年3月31日（予定）
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
日本電気株式会社製端末その他付属機器賃借（福祉医療分）に係る賃貸借業務コンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）21,290,940円
- 7 契約内容
各区役所・支所，京北出張所，神川出張所，子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部
子ども家庭支援課及び同課分室における福祉医療オンライン端末の賃借
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
賃貸借契約の対象となる端末その他付属機器は，既存の機器設備及びオンラインシステムの一部として稼働させるものであり，必要なソフトウェア，機器の把握及び設置には既存のシステムについての十分な知識及び技術が必要となる。また，機器障害発生時の責任区分を明確にするためにも，既存の機器設備及びオンラインシステムを保守している業者と契約する必要がある。従って，契約の目的が競争入札に適さないため，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
福祉業務オンラインシステムの各種機能は，ホストコンピュータ機器，ネットワーク機器，端末機器，印字装置機器，それぞれの制御ソフトウェア及びその設定環境（以下「システム環境」という。）から提供されており，これらのシステム環境が正常に維持されなければ，

システムの安定稼動に支障が生じる。システムの安定稼動を確保し、また、機器の障害時には機器の交換を含めた即時の対応を行うことが必要であるため、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者による運用支援、障害対応及び予防保守等を包含したレンタル契約を締結する必要があるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
児童手当オンライン端末・付属機器レンタルの賃貸借契約
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日～令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
児童手当オンライン端末・その他付属機器に係る賃貸借業務コンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）5,598,120円
- 7 契約内容
区役所・支所子どもはぐくみ室（オンライン端末19台）、子ども家庭支援課（オンライン端末1台）並びに総合企画局情報化推進室情報政策担当（付属機器）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
児童手当オンラインシステムの稼動に当たり、必要なソフトウェア、機器の把握及び設置には現在のシステムについての十分な知識及び技術が必要となる。加えて、社会情勢の変化や新しい業務の追加により、処理能力の増強やセキュリティ向上等を図り機器更新をする必要に迫られることが予想されるが、一般の賃貸借（リース）においては長期の契約拘束期間が発生するため、単年度契約が可能な賃貸借契約（レンタル）を行う必要がある。
従って、契約の性質が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
(1) 児童手当オンラインシステム機能はホストコンピュータ機器、ネットワーク機器、端末機器、印字装置機器、それぞれの制御ソフトウェア及びその設定環境（以下「システム環境」

という。)から提供されており、これらのシステム環境が正常に維持されなければシステムの安定稼働に支障が生じる。システムの安定稼働を確保し、また、機器の障害時に機器の交換を含めた即時の対応を行うためには、これらの機器に精通した技術者による運用支援、障害対応及び予防保守等を包含した賃貸借を必要とされる場所、対応できる業者は自治体における電算処理業務に必要なシステムの安定的供給の確保を目的とする国の政策によって設立された、株式会社J E C Cのみである。

(2)本市においても、ACOSシステム(ホストコンピュータ)、住民基本台帳システム、外国人登録システム、税務システム、国民健康保険システム、介護保険システム等、多くのレンタル契約の実績があり、本システムに関しても平成13年度から契約先として選定している。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市妊産婦健康診査実施の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
 - ・京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
 - ・滋賀県栗東市糺1-10-7
一般社団法人滋賀県医師会
 - ・兵庫県神戸市中央区磯上通6丁目1-11
一般社団法人兵庫県医師会
 - ・京都市中京区西ノ京南両町33-1
公益社団法人京都府助産師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）877,563,000円
- 7 契約内容
本市が妊産婦健康診査受診券を発行した者に対し、妊産婦健康診査を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

妊産婦健康診査は、医療機関及び助産所においてのみ実施可能である。多くの京都市民が利用する京都府下の医療機関及び助産所は、一様に受診できる体制が望ましく、これを満たすことのできる業者は一般社団法人京都府医師会及び公益社団法人京都府助産師会のみであるため委託先として選定し、医師会の会員医療機関及び助産師会の会員助産所で事業を実施するものである。

また、京都府に隣接する滋賀県、大阪府及び兵庫県の医療機関においても、多くの京都市民が妊産婦健康診査を受診するため、同様の理由から一般社団法人滋賀県医師会、一般社団法人大阪府医師会及び一般社団法人兵庫県医師会についても委託先として選定する。

以上のことから、上記法人と随意契約を行う。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市妊産婦健康診査費の審査支払事務の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地COCON烏丸内
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）15,081,570円
- 7 契約内容
本市の妊産婦健康診査について、診査費の審査支払事務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
妊産婦健康診査費の審査支払事務は、毎月、医療機関からの診療報酬請求書、診療報酬明細書を取りまとめ、当該書類の審査及び国民健康保険等の医療保険者からの診療報酬明細書の審査支払業務を受託している京都府国民健康保険団体連合会においてのみ実施可能である。
また、当該団体は妊産婦健康診査の審査支払事務等に習熟し、知識及び経験が豊富であることから委託先として選定し、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市新生児聴覚検査実施の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
 - ・京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
 - ・滋賀県栗東市糺1-10-7
一般社団法人滋賀県医師会
 - ・兵庫県神戸市中央区磯上通6丁目1-11
一般社団法人兵庫県医師会
 - ・京都市中京区西ノ京南両町33-1
公益社団法人京都府助産師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）28,933,000円
- 7 契約内容
京都市新生児聴覚検査費用助成事業実施要綱に基づき、新生児聴覚検査を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

新生児聴覚検査は、医療機関及び助産所においてのみ実施可能である。多くの京都市民が利用する京都府下の医療機関は、一様に受診できる体制が望ましく、これを満たすことのできる業者は一般社団法人京都府医師会のみであるため委託先として選定し、医師会の会員医療機関において事業を実施するものである。

また、京都府に隣接する滋賀県、大阪府及び兵庫県の医療機関においても、多くの京都市民が新生児聴覚検査を受診するため、同様の理由から一般社団法人滋賀県医師会、一般社団法人大阪府医師会及び一般社団法人兵庫県医師会についても委託先として選定する。

以上のことから、上記法人と随意契約を行う。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

「8 随意契約の理由」の要件を満たすことのできる団体は、契約の相手方のみであるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市スマイルママ・ホッと事業委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
 - ・京都市左京区下鴨高木町40番地
医療法人仁愛会川村産婦人科
 - ・京都市左京区北白川山ノ元町47
一般財団法人 日本バプテスト連盟医療団 日本バプテスト病院
 - ・京都市中京区間之町通押小路上る鍵屋町481
医療法人財団今井会 足立病院
 - ・京都市中京区岩上通蛸薬師下る宮本町795
山元病院
 - ・京都市中京区壬生東高田町1番地の2
地方独立行政法人 京都市立病院機構 京都市立病院
 - ・京都市右京区太秦土本町2番1
公益社団法人京都保健会 京都民医連中央病院
 - ・京都市山科区音羽珍事町2番地
医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院
 - ・京都市下京区万寿寺通烏丸西入御供石町357
医療法人種田産婦人科
 - ・京都市下京区西七条市部町132番地
南部産婦人科医院
 - ・京都市下京区西洞院通松原下ル永倉町558
医療法人社団美友会 産科・婦人科松本クリニック
 - ・京都市南区四ツ塚町1番地
医療法人財団今井会足立病院 第二足立病院
 - ・京都市南区唐橋平垣町68
島岡医院
 - ・京都市右京区太秦垂箕山町13番地3
医療法人柏木産婦人科

- ・京都市西京区上桂宮ノ後町6－8
医療法人倅生会 身原病院
- ・京都市西京区桂御所町1番地
三菱京都病院
- ・京都市西京区山田平尾町17番地
社会福祉法人京都社会事業財団 京都桂病院
- ・京都市伏見区銀座町2丁目342
医療法人藤田産科婦人科医院
- ・京都市伏見区醍醐高畑町30－15
醍醐渡辺クリニック
- ・京都府向日市寺戸町七ノ坪170番地
医療法人社団ハシイ産婦人科
- ・京都市山科区安朱中小路町28番1
まこと助産院
- ・京都市南区久世上久世町687－2
桶谷助産院

6 契約金額（税込み）

（予定総額）19,517,000円

7 契約内容

京都市スマイルママ・ホッと事業実施要綱に基づき、事業を実施する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

産後の体調不良，又は育児に不安があり，かつ家族から母子への支援が受けられない方への支援を京都市内の全地域の医療機関等で提供する必要がある。

そのため，本市から行った医療機関等への受託希望調査において，本市と委託契約を締結したい旨を申し出たもののうち，要綱第2条に定める設備基準等を満たすもの全てと随意契約により委託締結することとしている。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

京都市スマイルママ・ホッと事業は，産後の母親が身近な地域で安心して育児を開始できることを考慮し，京都市内の全地域で実施できる体制が望ましい。委託医療機関等は，本市が実施した医療機関等への受託希望調査において，本市と委託契約を締結したい旨を申し出たものであり，委託先として選定するものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市育児支援ヘルパー派遣事業の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
 - ・京都市下京区河原町通五条下る梅湊町83-1 ひと・まち交流館京都4階
社会福祉法人 京都福祉サービス協会
 - ・京都市右京区京北上中町宮ノ下22
訪問介護事業所 豊和園
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）12,707,416円
- 7 契約内容
京都市育児支援ヘルパー派遣事業実施要領に基づき、事業を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
養育者である母親の産後うつ、育児ノイローゼ等の問題により養育支援が必要な状態にある家庭に対する家事や育児の支援は、産前産後の母親の身体的・精神的特性や乳幼児の健やかな発育をはじめとする母子保健に関する専門的知識を十分に理解し、家事や育児の援助及びそれに伴う適切な助言を適切に実施できるホームヘルパーにより、継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならないことから、契約の性質が競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
社会福祉法人京都福祉サービス協会は、市内全域をエリアとして、従来から介護保険法及び障害者自立支援法に基づくホームヘルプサービスや、本市独自の法定外のホームヘルプサービスに取り組んできた。本事業の実施に関しても、市内全域を対象とした多数の登録ヘルパーを確保し、専門的・体系的な研修を行うなど、安定した事業実施が見込める事業者は、社会福祉法人京都福祉サー

ビス協会（京北地域は対象外）の他にない。

また、京北地域をエリアとしている事業所は市内に2事業所（訪問介護事業所豊和園及びホームヘルパーステーションさくら）しかなく、ホームヘルパーステーションさくらは、そのサービス供給体制の制約により新たな事業を受託する余裕がない状態にある。残る1箇所の訪問介護事業所豊和園は、地元京北地域において、長らく介護保険法及び障害者自立支援法によるホームヘルプサービス事業実施の実績を有する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都版ブックスタート事業委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日～令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区二条通河原町東入ル樋ノ口町457
京都府書店商業組合
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）12,258,555円
- 7 契約内容
 - (1) 読み聞かせスタートパックの制作
 - (2) 市内各書店におけるブックスタートコーナーの設置
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業の実施に当たっては、全ての8箇月児健診対象者に絵本を配布するため、市内全域において、均しく質の高いサービスが提供される必要がある。

また、地域全体で子育てを支援し、地域との関わりの中で、絵本の読み聞かせを通した子どもを育む取組として実施するため、契約相手方は以下の全ての要件を満たすことを要する。

 - (1) ブックスタートコーナーを有する書店が全行政区に存在すること。
 - (2) 市内全域において、絵本の読み聞かせに関する情報を共有できるネットワークを有していること。
 - (3) ブックスタートコーナーにおいて、読み聞かせに関する知識が豊富な職員がアドバイスすることができること。

京都府書店商業組合は、京都市内の全ての行政区において、加入書店を有し、各行政区に所在する各書店は、京都府書店商業組合を介して、絵本に限らず書籍に関する様々な情報を共有している。

また、加入書店の一部では、既に独自のブックスタートコーナーを設置しており、絵本の読み聞かせに関する知識が豊富な職員を有している。各書店は、京都府書店商業組合のネットワークを通じて、絵本の読み聞かせに関する研修を実施し、各書店の垣根を越えて、職員の技術を高めることを可能としている。

さらに、現在市内に出店している書店事業者において、全行政区に書店を有する事業者は京都府書店商業組合以外存在せず、書店事業者に本事業の実施を委託することはできない（市内で最多の店舗数を有する大垣書店においても、上京区と東山区には店舗を有しない）。一方、京都府書店商業組合は、京都府下を管轄する唯一の商工組合であり（商工組合は、中小企業団体の組織に関する法律第9条に基づき、各都道府県に設置されている。）、当該組合を除いて市内を管轄する商工組合は存在しない。

以上から、要件を全て満たしているのは、京都府書店商業組合のみであり、当該組合と随意契約により業務を委託する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度京都市子育て支援短期利用事業に係る委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙1参照
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）45,233,000円
- 7 契約内容
子育て支援短期利用事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、京都市子育て支援短期利用事業実施要綱第1条及び第5条のとおり、家庭において一時的に養育困難となった児童を児童福祉施設等で一定期間養育するものであり、委託先が限定されており、契約の目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
市内に所在する施設の中から、児童の受入態勢及び事業効果を考慮して選定
- 11 その他

(ショートステイ・トワイライトステイ委託先)

子育て支援短期利用事業委託先一覧

委託先	事業実施施設
社会福祉法人 積慶園	京都市西京区榎原角田町 1 - 42 児童養護施設 積慶園
社会福祉法人 平安徳義会	京都市西京区大原野灰方町 2 4 9 平安徳義会養護園
社会福祉法人 平安養育院	京都市東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町 4 0 0 - 3 児童養護施設 平安養育院
社会福祉法人 京都社会事業財団	京都市西京区山田平尾町 5 1 - 2 8 児童養護施設 つばさ園
社会福祉法人 カトリック京都司教区カリタス会	京都市北区衣笠西尊上院町 2 2 児童養護施設 京都聖嬰会
社会福祉法人 衆善会	京都市上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 7 0 4 児童養護施設 和敬学園
社会福祉法人 迦陵園	京都市左京区下鴨宮崎町 1 0 9 児童養護施設 迦陵園
社会福祉法人 京都府社会福祉事業団	京都市伏見区桃山町遠山 5 0 児童養護施設 桃山学園
社会福祉法人 福朗	京都市山科区大塚南溝町 2 4 - 2 母子生活支援施設 ヴェインテ
社会福祉法人 宏量福祉会	京都市右京区山ノ内宮脇町 9 母子生活支援施設 野菊荘

(ショートステイ委託先)

子育て支援短期利用事業委託先一覧

委託先	事業実施施設
社会福祉法人 積慶園	京都市西京区樫原前田町 1 - 20 乳児院 積慶園
社会福祉法人 平安徳義会	京都市西京区大原野灰方町 2 4 9 平安徳義会乳児院

(トワイライトステイ委託先)

子育て支援短期利用事業委託先一覧

委託先	事業実施施設
社会福祉法人 本願寺社会福祉事業センター	京都市右京区太秦安井二条裏町 1 5 母子生活支援施設 本願寺ウイスタリアガーデン

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度京都市社会的養護自立支援事業に係る自立支援コーディネーター事業
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙1参照
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）19,368,000円
- 7 契約内容
子育て支援短期利用事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、本件委託業務は、施設退所者等が日々の生活で抱える不安や悩みについて、相談に応じるとともに、退所後の自立に向けた計画的な支援を実施することにより、社会的自立を支援するものである。業務の遂行に当たっては、施設退所者等が随時相談できるよう、信頼関係が構築されているとともに、施設退所者等が抱える被虐待経験、障害等、様々な課題に対して、専門的知見から支援を行うことが求められるため、競争入札により価格のみをもって委託先を決定することは望ましくない。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
市内に所在する施設の中から、児童の受入態勢及び事業効果を考慮して選定
- 11 その他

京都市社会的養護自立支援事業に係る自立支援コーディネート事業
委託先一覧

委託先	事業実施施設
社会福祉法人 積慶園	京都市西京区檜原角田町 1 - 4 2 児童養護施設 積慶園
社会福祉法人 平安徳義会	京都市西京区大原野灰方町 2 4 9 平安徳義会養護園
社会福祉法人 平安養育院	京都市東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町 4 0 0 - 3 児童養護施設 平安養育院
社会福祉法人 京都社会事業財団	京都市西京区山田平尾町 5 1 - 2 8 児童養護施設 つばさ園
社会福祉法人 カトリック京都司教区カリタス会	京都市北区衣笠西尊上院町 2 2 児童養護施設 京都聖嬰会
社会福祉法人 衆善会	京都市上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 7 0 4 児童養護施設 和敬学園
社会福祉法人 迦陵園	京都市左京区下鴨宮崎町 1 0 9 児童養護施設 迦陵園
社会福祉法人 京都府社会福祉事業団	京都市伏見区桃山町遠山 5 0 児童養護施設 桃山学園

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
子育て世帯への臨時特別給付金支給事業における申請書の受付等に係る業務委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年6月1日
- 4 履行期間
令和2年6月1日から令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691
株式会社パソナ パソナ・京都
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）17,305,728円
- 7 契約内容
令和2年度実施の「子育て世帯への臨時特別給付金支給事業」を実施するにあたり、申請書等の受付・電話対応等の業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由
子育て世帯への臨時特別給付金支給事業は、令和2年4月における児童手当の対象となるもの（特例給付除く）に対して支給を行うものであり、児童手当の認定状況等を把握できるものでないと本給付金の趣旨である早急に支給事務を行うことが困難である。以上のことから、競争入札には適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
子育て世帯への臨時特別給付金支給事業は、令和2年4月における児童手当の対象となるもの（特例給付除く）に対して支給を行うものであり、児童手当の認定状況等について逐一把握する必要がある。
児童手当等の委託業務を行っている株式会社パソナ パソナ・京都でないと円滑な運営が実施できないことから、随意契約先として選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業に係る委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年6月1日
- 4 履行期間
令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1
ひと・まち交流館 京都内
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）
12,000,000円
- 7 契約内容
地域や民間団体が行う、子ども食堂や学習支援等の子どもの居場所づくりが継続的に取り組まれるよう支援するとともに、支援を必要とする子どもや家庭を適切な機関につなぐ「気づきの窓口」となるよう取り組んでいく。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該事業については、子どもの居場所への現地問や情報提供、相談支援等をはじめ、ウェブサイトの立ち上げによる情報提供の充実、子ども食堂等の居場所を運営する団体等や市民を対象とした研修・交流会の実施を予定しており、経験と専門的な知識に基づいた対応が求められる。このため、価格のみで受託業者が選定される競争入札には適さず、公募型プロポーザルに基づく審査結果に基づき、随意契約を行ったものである
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和2年4月に公募型プロポーザル方式による業者選定を行った。受託候補者を公募したところ、1者から参加申請及び企画提案書類の提出があり、企画提案書類による審査を行った結果、評価点が最低選定基準点を上回ったため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
乳児健康診査委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
(当初) 令和2年6月2日
(変更前) 令和2年8月31日
(変更後) 令和2年9月29日
- 4 履行期間
(当初) 令和2年6月2日から令和2年8月31日まで
(変更前) 令和2年6月2日から令和2年9月30日まで
(変更後) 令和2年6月2日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額(税込み)
(当初)(予定総額) 28,200,000円
(変更前)(予定総額) 28,200,000円
(変更後)(予定総額) 94,200,000円
- 7 契約内容
本市が乳児健康診査受診券を発行した者に対し、乳児健康診査を実施する。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
乳児健康診査は、小児科専門医又はそれに準じて小児科診療に十分な経験を有する医師で、乳児健康診査を実施することが可能である医療機関で実施する必要があり、多くの京都市民が利用する京都府下の医療機関において一様に受診できる体制を満たすことのできる団体等に委託することが望ましいため、上記法人と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市里親養育推進拠点事業等に係る委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和2年8月1日
- 4 履行期間
令和2年8月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区檜原角田町1番地42
社会福祉法人 積慶園
- 6 契約金額（税込み）
14,591,000円
- 7 契約内容
 - ・ 京都市里親養育推進拠点事業及び子育て支援短期利用事業を実施するための、人員の確保、拠点の確保、整備・維持管理及び事業の実施
 - ・ 各区役所・支所子どもはぐくみ室や児童相談所等、地域の関係機関との連携調整
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市里親養育推進拠点事業等に係る業務については、本市で考える手法を上回る提案を求めることで、里親支援が一層拡がっていくためのサポート体制の充実を図るなど、主に価格以外の要素における契約相手方を選定する必要があり、競争入札により価格のみの要素で契約を行うことは適切ではないため、公募型プロポーザル方式に基づく随意契約により契約の相手方を選定を行い、提出書類及びプレゼンテーションに基づき、選定会議において審査した結果、業務実施能力が十分と判断されたため契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度児童福祉センター医薬品 アキネトン錠1mg 他
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局 児童福祉センター総務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日～令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東中合町74番地
株式会社ケーエスケー
- 6 契約金額（税込み）
予定総額19,019,514円
- 7 契約内容
診療所で使用する医薬品の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和2年度は、令和2年4月に薬価改定が実施されるが、契約課への入札依頼時には、薬価改定の実施内容が未確定であり、本市・事業者ともに価格の設定ができないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
見積合せによる
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度児童福祉センター医薬品 イーケプラ錠500mg 他
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局 児童福祉センター総務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日～令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西院東中水町11番地
株式会社スズケン
- 6 契約金額（税込み）
予定総額7,563,872円
- 7 契約内容
診療所で使用する医薬品の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和2年度は、令和2年4月に薬価改定が実施されるが、契約課への入札依頼時には、薬価改定の実施内容が未確定であり、本市・事業者ともに価格の設定ができないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
見積合せによる
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度児童福祉センター医薬品 ウイインタミン細粒(10%) 他
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局 児童福祉センター総務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日～令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区八重洲二丁目7番15号
株式会社メディセオ
- 6 契約金額(税込み)
予定総額7,627,169円
- 7 契約内容
診療所で使用する医薬品の購入
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
令和2年度は、令和2年4月に薬価改定が実施されるが、契約課への入札依頼時には、薬価改定の実施内容が未確定であり、本市・事業者ともに価格の設定ができないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
見積合せによる
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度児童福祉センター医薬品 アキネトン細粒1% 他
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局 児童福祉センター総務課
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日～令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区丸太町通川端東入下堤町78番地
株式会社平塚薬局
- 6 契約金額（税込み）
予定総額7,561,370円
- 7 契約内容
診療所で使用する医薬品の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和2年度は、令和2年4月に薬価改定が実施されるが、契約課への入札依頼時には、薬価改定の実施内容が未確定であり、本市・事業者ともに価格の設定ができないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
見積合せによる
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
保育園等健診用物品の購入
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和2年7月20日
- 4 履行期間
令和2年7月20日から令和2年8月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区竹田中川原町381番地
石黒メディカルシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,792,100円
- 7 契約内容
保育園等における健康診断で使用するフェイスシールド1,900個、ニトリルグローブ380,000枚、ポリグローブ380,000枚、ディスポーザブルエプロン10,000枚、ディスポーザブルキャップ50,000枚の調達。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
保育園等での健康診断は、疾病等の早期発見による子供の健やかな発育・発達に繋げるために定期的に実施しているものである。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、各園においては実施時期の延期等が検討されている中、感染拡大を防止しながら、速やかに健診を再開してもらうために、健診医等に着用してもらうフェイスシールド等の健診用物品を本市が購入し、各施設に直接配付することとし、大量の物品を速やかに確保し、各園に効率的に配送するためには、5種類の物品を同時に確保する必要があり、こうした考えを前提に複数業者に声をかけたが、すべての物品を確保できる業者は1社（石黒メディカルシステム(株)）に限られていたため、当該業者と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務委託（令和２年度）について
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和２年４月１日
- 4 履行期間
令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和２年度京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアム
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町１
富士通株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
１９，６５１，８３０円
- 7 契約内容
子ども・子育て支援制度システムの運用支援業務，サーバその他周辺機器の稼働管理，及びパッケージ保守業務等を行う。ただし，本システムの機器等保守業務を除く。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
子ども・子育て支援制度システムは富士通株式会社が開発するパッケージを基礎とし，本市独自のカスタマイズを加えた上で運用しているが，令和元年度についても，令和元年度に引続き提供されるパッケージの修正内容に対し，当該カスタマイズを考慮した慎重な適用作業が必要となる。
また，子育て施策の推進に当たり，パッケージの改修に至らないものを含む様々な統計資料を新たに作成することが想定され，これらに遅延なく正確に対応するには，現在のシステムについての十分な知識及び技術に加え，これまでの本市との協議結果や事務運用を踏まえた的確な対応が必要となる。
従って，上記を満たす契約の相手先は開発元である富士通株式会社を代表者とする京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアムに限定され，競争入札に適さないため，地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により，随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

10 契約の相手方の選定理由

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度幼児教育・保育無償化システム保守運用業務について
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区本町2-5-7
アライドテレシス株式会社 関西中四国支社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
9,017,140円
- 7 契約内容
幼児教育・保育無償化システムにおいれ稼働しているオンラインシステム、バッチシステムのシステム運用，システム変更，システム障害対応作業が主であり，これらに伴う一連の作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託は，幼児教育・保育無償化システムにおける障害発生時の対応や，保守業務の範囲内でのシステム改修等を行うものであり，これらの業務には本システムの仕組みや設定内容を熟知している必要がある。これらの知識を保有する者は当システムの開発業務であるアライドテレシス株式会社に限定され，競争入札に適さないことから，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により，随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電子申請連携システム開発委託業務について
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和2年8月4日
- 4 履行期間
令和2年8月4日から令和2年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区本町2-5-7
アライドテレシス株式会社 関西中四国支社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
36,912,920円
- 7 契約内容
利用者が電子申請を行うための電子申請システム利用機能の開発、電子申請システムを利用するために必要な情報の管理機能、電子申請情報の取り込み機能等を無償化システムに実装するための改修を行うとともに、電子申請情報を無償化システムへ連携するシステムを構築する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託は、既存の京都府電子申請システム及び無償システムを媒介する電子申請システムを開発するものであり、これらの業務には連携先である無償化システムの仕組みや設定内容を熟知している必要がある。これらの知識を保有する者は当システムの開発業者であるアライドテレシス株式会社に限定され、競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
幼児教育・保育の無償化に関する施設等利用給付認定・償還払い等業務について
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区本町2-5-7
アライドテレンス株式会社 関西中四国支社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
123,041,600円
- 7 契約内容
幼児教育・保育の無償化に関する施設等利用給付認定・償還払い等業務についての業務委託。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託業務の内容は、契約の相手方の能力、技術、経験が業務遂行のために大きく影響することから、本業務の目的を効果的かつ効率的に達成するため、価格以外に事業者の能力、提案を評価することで相手方を選定する必要があったため、プロポーザル方式により受託候補者を選定し、選定された受託候補者と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度京都市病児・病後児保育事業委託契約（六合会診療所 ろくごうかい病児保育室）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区紫野雲林院町18-1
医療法人 六合会診療所
- 6 契約金額（税込み）
5,007,000円
- 7 契約内容
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施について、医療機関に委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、また、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定したものである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度京都市病児・病後児保育事業委託契約（足立病院 病児保育室 こだち）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区間之町通押小路上る鍵屋町481
医療法人財団 今井会 足立病院
- 6 契約金額（税込み）
5,007,000円
- 7 契約内容
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施について、医療機関に委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、また、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定したものである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度京都市病児・病後児保育事業委託契約（京都市立病院 院内保育所 青いとり保育園）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区壬生東高田町1番地の2
地方独立行政法人京都市立病院機構
- 6 契約金額（税込み）
5,007,000円
- 7 契約内容
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施について、医療機関に委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、また、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定したものである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度京都市病児・病後児保育事業委託契約（洛和会音羽病院 病児保育室 よつば）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京車坂町9番地
医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院
- 6 契約金額（税込み）
5,007,000円
- 7 契約内容
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施について、医療機関に委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、また、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定したものである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度京都市病児・病後児保育事業委託契約（林小児科循環器科 病児保育園バンビ）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区北野西白梅町6の1
医療法人 林小児科循環器科
- 6 契約金額（税込み）
5,007,000円
- 7 契約内容
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施について、医療機関に委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、また、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定したものである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度京都市病児・病後児保育事業委託契約（三菱京都病院 病児託児所 ひまわり）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区太秦巽町1番地
三菱自動車工業株式会社 京都製作所
- 6 契約金額（税込み）
5,007,000円
- 7 契約内容
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施について、医療機関に委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、また、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定したものである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度京都市病児・病後児保育事業委託契約（京都医療センター 病児保育室）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草向畑町1-1
独立行政法人国立病院機構 京都医療センター
- 6 契約金額（税込み）
5,007,000円
- 7 契約内容
病氣中・病氣回復期の子どもの一時的な保育を行う病児・病後児保育事業の実施について、医療機関に委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
病氣中（病児）、病氣が治りかけた病氣回復期（病後児）における乳幼児の育児であり、その実施に当たっては医療及び保育に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
実施施設については、京都市病児・病後児保育事業実施要綱第3条に規定する施設基準及び職員の配置基準を満たしており、また、施設の近隣に住宅地が多いことから委託先として選定したものである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度民間保育施設等職員の資質向上のための研修業務委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町601番地の1 京都市子育て支援総合センターこどもみらい館3階
公益社団法人京都市保育園連盟
- 6 契約金額（税込み）
12,782,407円
- 7 契約内容
民間保育施設等に勤務する職員を対象とした、資質向上のための研修業務について委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施にあたっては、保育現場における運営の実態を十分に踏まえた、効果ある研修内容とする必要があることに加え、本市からの依頼を受け、保育施設長らの意見調整を行い、速やかに具体的研修内容を決定できる体制を有していることが必要である。このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益社団法人京都市保育園連盟は、保育における各分野ごとに、本市保育行政の実情を踏まえた諸課題等について、本市の民間保育施設長により協議する委員会を設置しているなど、本市民間保育施設における保育現場の実態、ニーズにきめ細かく対応し、保育の質向上のための効果的な研修内容・実施方法の詳細等を企画・立案し、迅速に実行できる体制を有している市内唯一の団体であるため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市私立幼稚園家庭教育セミナー委託事業
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和2年4月1日
- 4 履行期間
契約締結日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区室町通り高辻上る山王町561番地 京都私学会館内
京都市私立幼稚園PTA連合会
- 6 契約金額（税込み）
6,994,000円
- 7 契約内容
家庭教育の振興を図ることを目的として、私立幼稚園の保護者を対象とした家庭教育セミナーなどを委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市私立幼稚園PTA連合会は、公益社団法人京都市私立幼稚園協会加盟園の各単位PTAにより組織されており、相互の連携・協力を図りながら、京都市内の私立幼稚園教育の振興という観点も含め、契約内容を履行できる唯一の団体であるため、当該連合会と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和2年8月11日
- 4 履行期間
令和2年8月11日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
北九州市若松区響町一丁目6番24
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,393,464円
- 7 契約内容
北九州PCB処理事業所へ搬入した本市所有のPCB廃棄物の処理。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
高濃度PCB廃棄物を確実に適正に行う事業者は、国が全額出資して設立された中間貯蔵・環境安全事業株式会社に限られるため、当該法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

保育人材確保事業

2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

3 契約締結日

令和2年4月1日

4 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町 601 番地の 1
京都市子育て支援総合センターこどもみらい館 3 階
公益社団法人京都市保育園連盟

6 契約金額（税込み）

15,240,741円

7 契約内容

次の業務を委託するもの。

- (1) 京都市保育人材サポートセンターの設置・運営
- (2) 保育園就職フェアの開催
- (3) 潜在保育士再就職支援研修の実施
- (4) 就業継続支援研修の実施
- (5) 保育士試験合格者のための実技支援研修の実施
- (6) 京都市民間保育園・認定こども園見学ツアー

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施にあたっては、市内の保育園等の状況や保育人材に関する動向など保育に関する幅広い知識・情報を有するとともに、京都市だけでなく、保育人材確保の観点から重要となる保育士養成校、ハローワーク等の関係機関と連絡、調整できる関係及び体制を有していることを必要とする。このことから、契約の性質が競争入札に適さないため、随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益社団法人京都市保育園連盟は、京都市内の全民間保育園が加盟する唯一の団体であり、市内の各保育園等の個別の現状や保育内容、保育人材の採用状況及び求人情報等の保育人材確保に関する幅広い情報を既に所有しているとともに、保育園等の近況についても速やかに情報を把握できる

関係にある。また、これまでから保育士等人材確保検討会議や保育士養成校との懇談会等の取組を通して、上記の関係機関と連携を行い、関係を構築してきており、労働局からは保育人材職業紹介書の登録・許可（26-ユ-300337）を得ており、求人・求職者をマッチングできる資格を有している。

さらに、公益社団法人京都市保育園連盟の事務局には複数の常勤職員が勤務し、これまでから保育園等と日常的にやり取りしていることから、連絡、調整など円滑に業務を進めることができる体制を有している。以上により、公益社団法人京都市保育園連盟を委託先として選定するものである。

11 その他